

◎新潟県告示第138号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年2月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測深測量）
- 2 作業期間 令和5年8月1日から令和5年12月20日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市中央区窪田町地先～新潟市西区五十嵐2の町地先